(3)　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

(4)　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1)　金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2)　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3)　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

ニ　発行済の有価証券の残高

ホ　直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ　信託財産及びこれに類する資産の残高

ト　直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

チ　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

リ　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

(1)　売買目的有価証券

(2)　その他有価証券

ヌ　観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル　対外与信の残高

ヲ　対外債務の残高

5　第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。

6　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

7　前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値及びオフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3)　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項

(i)　プール単位でのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るＥＬ[default]を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、オフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)　適切な数のＥＬ区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)　適格金融資産担保

(2)　適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）